

練馬区長 前川燿男 様

2024年11月14日

2025年度練馬区予算に対する要望書

子育てや介護、地域や生活の課題など生活者の視点で区政をチェックし、日ごろの活動で寄せられた区民の声を2025年度練馬区予算に対する要望としてまとめました。

ご検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。

生活者ネットワーク
やない克子 山崎まりも

生活者ネットワーク 2025年度予算要望 重点項目

○安心して暮らしてつづけられるまち 2

ひとり親家庭ホームヘルプサービスは「子育て・子育て支援」として重要と考え、制度改善を要望した結果、2024年度から1時間当たりの報酬単価が増額された。しかし、0.5時間単位の制度が導入されたことで、実質の報酬が下がり、事業の継続が難しいと登録事業所から聞いている。実態を把握し、改善に向けて事業者と協議すること。

○安心して暮らしてつづけられるまち 10

一人暮らし高齢者が増加する中で、食を介した介護予防は重要と考える。区は、食を介した介護予防として「食のほっとサロン」を主要事業として位置付けたが、活動団体は昨年度から1ヶ所増にとどまっている。「安上がりな福祉」では持続可能な事業にならない。適正な報酬を検討すること。

○子ども・若者が希望を持てるまち 35

子ども家庭庁が示した子どもの居場所づくりに関する指針でも「居場所がないことは孤立、孤独の問題と深く関係しており、子どもが生きていくうえで居場所があることは不可欠」と明記されている。子どもを取り巻く環境や課題は多岐にわたり、特に中高生年代はより深刻になっている。児童館の中高生タイムの時間延長を含め、居場所事業を拡充すること。

○自然と共生するまち 50

国を動かすのは地方自治体です。区民の安全な暮らしに関わるエネルギーについて国任せにせず、原子力、石炭火力は2030年にはゼロ、2050年には再生可能エネルギーを100%にするよう求めること。

○大事なことは市民が決める 67

国民皆保険制度の下、国が健康保険証の発行を停止しマイナ保険証に一元化することは問題である。マイナ保険証やマイナンバーカードを所持していなくても今まで通り保険医療が受けられることを積極的に周知すること。

○地域から平和を 69

子どもも大人も憲法・平和について学ぶ場をつくること。

生活者ネットワーク 2025年度予算要望

2025年度予算要望

安心して暮らしてつづけられるまち

1	2024年度から産後ケア事業の実施事業者数を拡大し利用料を引き下げるなど拡充したこともあり、利用者数は増加している。 実施事業者からの聞き取り等で課題を把握し、課題解決に向けて実態に応じた支援を検討すること。
2	ひとり親家庭ホームヘルプサービスは「子育て・子育て支援」として重要と考え、制度改善を要望した結果、2024年度から1時間当たりの報酬単価が増額された。しかし、0.5時間単位の制度が導入されたことで、実質の報酬が下がり、事業の継続が難しいと登録事業所から聞いている。実態を把握し、改善に向けて事業者と協議すること。
3	DV被害当事者が回復し本来持つ力を取り戻すためには、安心して暮らせる環境が不可欠。また、シェルターなどの保護的な施設に加えて支援を受けながら地域とも緩やかにつながる住まい方など、困難な問題を抱える女性支援の一環として、当事者のニーズに応じた公的な住まいの拡充を検討すること。
4	第6次男女共同参画計画策定に向けた「人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査」においても、男女別の回答を得ていながら性別による分析、報告が不十分だった。男女別統計を徹底し、すべての施策をジェンダー主流化の視点で検証し、公開すること。
5	中高年おひとり様女性が抱える困難は、男女の賃金格差や非正規労働の割合に起因した女性の年金支給額が低いなど、ジェンダー問題である。女性支援新法に基づいた支援として取り組むこと。
6	高齢者・障がい児・者の生活は、依然家族ケアで支えられている実態が続いている。ケア問題を社会の問題と捉え、ケアを社会全体で担うこと、ケアラー自身の人生を保障することなどを区民と共有するためにも条例制定は必要と考える。ケアラー支援条例の制定を検討すること。
7	区は保険者として、全国市長会を通じ、自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過度とならないよう国費負担の割合を引き上げることがを要望しているとのことだが、引き続き取り組むこと。
8	認知症への対応は介護保険だけでは不十分で、家族介護が前提になっている。練馬区でも一人暮らし高齢者が年々増加している。介護保険に上乗せして、認知症の方へケアを提供する独自のしくみをつくること。
9	介護事業者の抱える人手不足・経営難の要因のひとつに介護報酬の低さがあることは明白なのに、国は訪問介護事業の報酬を引き下げた。処遇改善加算で報酬は増額するというが、加算を受けることで利用者負担が増えることを懸念する事業者の声も聞く。また、現行の介護保険制度では、介護報酬の増額は保険料の増額につながることも問題と考える。 介護利用者および家族の生活の質の維持のためには、地域の介護人材の確保、処遇改善は不可欠。国に基本報酬の引き上げや制度の見直しを求めるとともに、区独自の事業者への財政支援を検討すること。
10	一人暮らし高齢者が増加する中で、食を介した介護予防は重要と考える。 区は、食を介した介護予防として「食のほっとサロン」を主要事業として位置付けたが、活動団体は昨年度から1ヶ所増にとどまっている。「安上がりな福祉」では持続可能な事業にならない。適正な報酬を検討すること。
11	子宮頸がん(HPV感染症)予防ワクチンは、2022年度より積極的勧奨が再開されている。区のHPIに、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会 審議会資料のリンクを貼るなど、十分な情報提供をおこなうこと。また、ワクチンでは子宮頸がんを100%予防することはできない。検診の重要性を周知すること。
12	障害者福祉サービス事業のうち、市町村事業として行われている移動支援事業と日中一時支援事業は、処遇改善の対象になっていない。また、移動支援の報酬単価は、長時間になるほど時間単価が安くなる。ヘルパーの移動時間の補償や交通費の負担など事業内容を考慮した報酬単価の設定を検討すること。
13	共同生活援助(グループホーム)の生活援助の内容に格差があり(食事の内容、通院介助等)、利用者のニーズに応じて適切に援助されているか懸念する相談が寄せられている。実態を把握すること。

14	介護保険や生活保護など既存の制度のはざままで困っている区民は少なくない。 高齢になっても安心して暮らせる地域社会の実現のために、地域に根差した事業者と協議し、区独自の対応策を検討すること。
15	2022年の区内4か所の地下水の調査結果、2か所が国の指針値で 50 ng/Lを超えている。 環境省が今年8月に公表した『PFASに関する今後の対応の方向性』を踏まえた対応状況について」にもとづき、健康実態の把握や、自治体の窓口で配布できるリスクコミュニケーションツールとしてのリーフレットを配布すること。 住民の不安に応えるために、無料で希望者に血液検査をおこなうこと。
16	防災・減災対策の意思決定の場に、女性やLGBTQ、外国人など当事者が更に参画できるよう参画のツールや開催日時などを多様化すること。
17	中村かしわ公園のような防災機能を有する区立公園をさらに増やし、トイレ、水道、消火器、スタンドパイプ、備蓄倉庫など必要な設備の機能強化をすすめること。
18	避難所等では段ボールベッドを供給する災害協定を結んでいる事業者から当該物資の移動には日数がかかるため、即座に使用できるようにある程度の数の段ボールベッドを備蓄すること。また、感染対策、プライバシースペースを確保するためにも屋内テントの備蓄を増やすこと。
19	一時避難所に指定されている都立練馬城址公園は、冬場や雨天も想定して近隣住民の緊急避難場所としても使用できるよう、帰宅困難者の受け入れの災害協定を締結しているワーナー ブラザース スタジオツアー東京施設と協議すること。
20	分譲マンションの管理組合や賃貸マンションの所有者等を対象に、簡易トイレや、エレベーターに設置する防災キャビネットなどの防災備蓄資器材の購入への補助を実施する都の事業「東京とどまるマンション」を周知し、登録を呼びかけること。 また、町会等と合同で防災訓練を行う場合にも補助があることを丁寧に周知徹底すること。
21	携帯トイレを全区民に配布している品川区、防災カタログギフトを全世帯に配布する世田谷区、家庭用防災用品購入費補助事業(5000円上限、1/2補助)1世帯1回限りの補助をする国分寺市など、在宅避難の呼びかけに具体的に取り組んでいる自治体の事例を参考に、在宅避難の推進を周知するために備蓄品を購入するための補助事業に取り組むこと。
22	災害時のトイレ対策の重要性を周知するために簡易トイレを全区民に配布すること。その際に、排泄物の保管や収集方法、発災後のトイレ復旧の方法などの注意喚起と周知徹底に取り組むこと。
23	避難情報に関するガイドライン(要配慮者への情報伝達)にも記載されている外国人や配慮が必要とした人が理解しやすい「やさしい日本語」については避難所運営所マニュアルに掲載しているがまだまだ普及していない。災害時以外の日常生活にも有意義な「やさしい日本語」を避難拠点運営者や地域住民に普及するために更なる周知徹底をすること。
24	学校を含む公共施設の雨水タンクの設置状況を把握し、未設置のところは設置し活用すること。
25	2024年度は介護支援専門員による個別避難計画作成を事業化し約9600件の個別避難計画書が作成されている。今後の作成にあたり問題や課題など随時明確にすること。
26	避難拠点の備蓄品に粉ミルク、哺乳瓶があると同様に母乳を与える母親に配慮するためにも授乳服の備蓄をすすめること。
27	能登半島地震の際でも、民間団体や自治体所用のトイレトレーラーを活用していた。イベント時の利用など平時の活用も視野に入れて区としてトイレトレーラーの所有を検討すること。
28	区は東京都西東京市をはじめ4県の11市町と災害協定を締結しているが、被災者を一時的に受け入れる施設の提供を協定している自治体数は7自治体で少ない。広域避難が必要となる事態を想定し、被災者を一時的に受け入れる協定自治体を増やすこと。
29	避難時に暖かい食事がとれるように近隣のホテル、レストラン、飲食店などとの災害協定を検討すること。

30	区があっせんする防災用品にポータブル電源はあるが、ソーラーパネルがない。ミニソーラーパネルやソーラークッカーなど太陽光で使用できる機器を加えること。
31	高齢化の進展で地域交通の重要性は増しているのに、運転手不足等で減便するなど後退している。国の交通政策に福祉的視点が不可欠であること、そのための自治体支援が必要であることを国に要望すること。
子ども・若者が希望を持てるまち	
32	子ども自身が自分に「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」があること、おとなはそれを守らなければならないことを、日常生活の中で当たり前のこととして受け止めるために、子どもの権利条例を制定すること。
33	子どもの権利を学ぶ機会は、教科等の学習の中や各学校の教育活動という「教育」ではなく、子どもたちが学校や地域の中での様々な場面で経験し、自ら学ぶことある。そのような環境をつくること。
34	子どものSOSを受けとめ、人権擁護、救済のために調査権・勧告権をもつ子どもの人権オンブズパーソンを設置すること。
35	子ども家庭庁が示した子どもの居場所づくりに関する指針でも「居場所がないことは孤立、孤独の問題と深く関係しており、子どもが生きていくうえで居場所があることは不可欠」と明記されている。子どもを取り巻く環境や課題は多岐にわたり、特に中高生年代はより深刻になっている。児童館の中高生タイムの時間延長を含め、居場所事業を拡充すること。
36	教員と児童生徒がゆとりをもって向き合える時間を確保していくとのことだったが、改善されたとはいえない状況。 「児童生徒が先生と話したいと思える環境にない」という課題の解決に向けた取り組みを急ぐこと。
37	区立幼稚園の方針に共感し公的な幼児教育の存続を求める声が寄せられている。運営を継続させるためにも3歳児の幼稚園選びの選択肢となるよう、区立幼稚園の3年保育化を早期に進めること。
38	インクルーシブ教育を進めるためにも全ての子どもが希望する地域の幼稚園に通えるよう、私立幼稚園の学級補助支援員の上限を学級に一人と決めずに、求めに応じて支援員を配置すること。
39	学校での性被害が増えている中で、低学年からの包括的性教育が必要。同時に保護者も一緒に学び、性教育への理解を求めことや、教師自身も学ぶ場をつくること。
40	障害者差別解消法や障害者権利条約が定めている通り「障害」を理由とした差別は許されないこと、学校には「障害」児に合理的配慮を提供する義務があることを教職員に周知すること。
41	障害児(医療的ケア児含む)が保護者の付き添いや介助なしで学校生活、学校行事に参加できるよう配慮すること。
42	障害当事者および保護者や支援団体の要望を丁寧に聞き、対応を検討すること。
43	学童クラブへの入会を希望する、全ての障害児や医療的ケア児の受け入れが進むよう、受け入れ体制を整えること。
44	タブレット学習は効果がある反面、視力の低下、姿勢の悪化、睡眠障害、など健康への影響が懸念されている。また、専門家からは電磁波による健康への影響も指摘されている。健康調査をおこない対策を講じること。
45	複雑な社会保障制度の仕組みや働く時のルール等について児童生徒が学ぶ機会をつくり、労働と社会保険の専門家である社会保険労務士会社労士会と連携してすすめること。
46	生産者との協働で、可能な限り学校給食に有機無農薬食材を使用するよう検討すること。友好都市上田市をはじめ、複数の産地のお米の使用についても導入に向けて検討すること。
47	ゲノム編集技術応用食品の情報収集と保護者への提供をおこない、学校給食に使用しないことを周知すること。
48	学校給食の牛乳は各自が選択できるよう検討すること。

自然と共生するまち

49	日本の熱帯化や頻発する豪雨、水災害をストップさせるにはどうしたら良いのか、環境・まちづくり両方の視点で区民とともに考える気候市民会議を開催すること。
50	国を動かすのは地方自治体です。区民の安全な暮らしに関わるエネルギーについて国任せにせず、原子力、石炭火力は2030年にはゼロ、2050年には再生可能エネルギーを100%にするよう求めること。
51	地震が頻発し、南海トラフ地震の起きる可能性が高まっている状況で原子力発電の再稼働はあり得ない。原発立地自治体ではないからと他人事にせず、電力の大量消費地である東京都のいち自治体としても、原発ゼロを掲げ、区民への意識啓発をすすめること。
52	区立施設や学校で配布されるプラスチック製品の廃止を進めていることは認めるが、まだ徹底されていない。再度周知すること。
53	お祭りなどのイベントで使用する食器はプラスチックではなく紙や木など生分解性のある食器にすること。可能な場合はリユース食器、リユース食器車(複数のリユース食器と食器洗浄機を搭載)を利用して使い捨てでないイベントを進めること。
54	資源循環促進法第33条大臣認定を進めるにあたり、説明会(含青空集会)を全域で開催すること。また、若者向けには、SNS等を活用し、内容も若者向けにすること。第一に、発生抑制を区民に周知徹底すること。そのうえで分別の協力体制を確立すること。
55	区役所内の自販機でペットボトルを廃止したのはいまだに1か所。プラスチック削減を加速し、庁舎内および区立施設の自販機からペットボトル飲料をなくすこと。次に2030年までに自販機の半減を目標にし、すべての区立施設に、マイボトル対応の給水機を設置すること。
56	ポイ捨てが後を立たない飲料容器類に、デポジットまたはポイント制を徹底するよう、事業者働きかけること。
57	テイクアウト時は、マイ容器を受け入れ、マイボトルの時は割引をするよう、事業者働きかけること。リユース容器の活用を進めること。
58	スーパー等のプラスチック容器包装について、区民意識意向調査等の質問項目として取り上げ、プラスチック削減を周知、啓発すること。
59	折れたり古くなった人工芝がマイクロプラスチックとして海水などから多く検出されている。人工芝がマイクロプラスチックの海洋汚染の原因になっていることを広く区民に知らせること。また、テニスコートや運動場など公共施設での使用を止めること。
60	学校給食の牛乳は紙パックからびんに戻すよう検討すること。もしできないのであれば、ストローの廃止、または紙のストローにすること。
61	樹木は気温を下げることや水の保身に欠かせない存在であることを認識し、見た目の「満足度」ではなく実態を調査すること。みどり30を再び目標に掲げること。
62	緑豊かな練馬区の特徴を生かし、区民と共に生物多様性の保全に取り組むこと。
63	ビル風、コンクリートの反射熱、雨水の川への流れ込みによる増水など、開発優先で自然環境を破壊するようなまちづくりは進めないこと。
64	家庭から出る生ごみのリサイクル(たい肥化)に取り組みをさらに区民が利用しやすいようにリサイクルセンターとの連携で周知啓発の工夫をすること。
65	市街地再開発事業や住宅地でのマンション建設など、関係法令や条例に則っていても周辺住民とのトラブルが絶えない。中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例やまちづくり条例に基づき、住民との協議の場を持ち合意形成を図るよう事業者を求めること。
大事なことは市民が決める	
66	事業計画等の施策の素案に対するパブリックコメントに寄せられた異論などが、どのように取り扱われ議会に諮るのか、その間の経過の情報を公開すること

67	国民皆保険制度の下、国が健康保険証の発行を停止しマイナ保険証に一元化することは問題である。マイナ保険証やマイナンバーカードを所持していなくても今まで通り保険医療が受けられることを積極的に周知すること。
68	郵便投票は一定の障害がある・要介護5など対象が限定的である。現行の対象になっていなくても、介助が必要で移動が困難など投票所に行くことができない方は多い。有権者の投票する権利を保障するためにも公職選挙法の郵便投票の利用条件について見直す法改正を国に求めること。
地域から平和を	
69	子どもも大人も憲法・平和について学ぶ場をつくること。
70	愛国心は強制されて育つものではないので、式典などで国旗に対する礼や国家斉唱を強制しないこと。
71	平和祈念コンサートで「非核都市練馬区宣言」を読み上げるなど、さらなる周知と積極的に反戦平和を発信すること。